

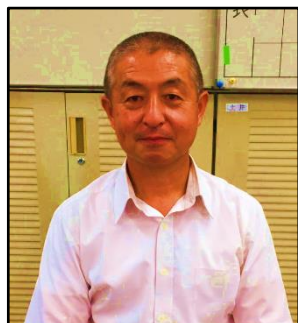
平成30年度 浜田教育事務所だより

第70号 平成30年9月20日

- ◆企画幹あいさつ (p.1)
- ◆特別支援教育について (pp.4-5)
- ◆複式教育について (p.8)
- ◆生徒指導について「(pp.2-3)
- ◆道徳教育について (pp.6-7)
- ◆各市町の取組～江津市～ (pp.9-10)

授業づくりで何を大切にしていけるのか～「学級経営」の視点から～ 学校教育スタッフ 企画幹 土井伸一

2学期が始まり、各校におかれましては、全国学力・学習状況調査の結果も踏まえながら、教育活動の改善に努めておられますことに敬意を表します。



さて、平成30年7月17日発行の「浜田教育事務所だより」第69号では、「授業をどのように構想していくのか」というテーマで、学習指導要領 第1章「総則」にある記述をもとに次の4つのことについて述べさせていただきました。

- カリキュラム・マネジメントは、生かされているのか。
 - 学習指導要領及び解説を熟読しているか。
 - 「各教科等の指導の重点」を生かしているか。
 - めあては、どのように設定され、振り返りでは、どのような活動を行っているのか。
- これらのことについては、訪問指導で助言・指導を行っていく際、大切な視点にしたいと考えています。

先日、浜田教育事務所学校教育スタッフで学力育成についての研修を行いました。これは、各市町の派遣指導主事も参加する研修会です。その際に、「授業づくりで何を大切にしていけるのか」というテーマで、グループ協議を行いました。そこでは、集約すると次のようなことがキーワードで出されました。

主体的・対話的で深い学びからの授業改善、学級経営、人間関係、授業規律、特別な支援が必要な児童・生徒への対応、教師の力量、教材の整備、ユニバーサルデザインの授業づくり

4つのグループで協議を行ったのですが、共通して挙げてきたことは「学級経営」、もしくは、それにつながる内容でした。

「授業をとおして学級経営を行う」「学級経営の上に授業が成り立つ」など、様々な考えがあります。そのような中で、授業力が優れている教師は、学級経営力も優れている傾向が強いという声もよく聞きます。授業改善を進めていく際、「学級経営」抜きに考えていくことは、不自然であることは言うまでもありません。

今一度、「学級経営」について振り返ることも大切ではないでしょうか。担任ではない方は、それぞれの担当に当てはめて考えていただくといいかと思います。

- 学級は、一人一人が楽しく学ぶ場になっているでしょうか。
- 学級は、一人一人を大切にしている場になっているでしょうか。
- 学級は、人権感覚が育つ場になっているでしょうか。

人権教育指導資料第2集では、島根で進める人権教育3つの視点として、次のことを挙げています。

- 子どもたち一人一人の学びの保障（人権としての教育）
- 人権が尊重される環境づくり（人権を通じての教育）
- 人権に関する知的理解と人権感覚の育成（人権についての教育）

「学級経営」について、ぜひ、この人権教育3つの視点をもとに全職員で振り返っていただき、改善に生かしていただければと思います。

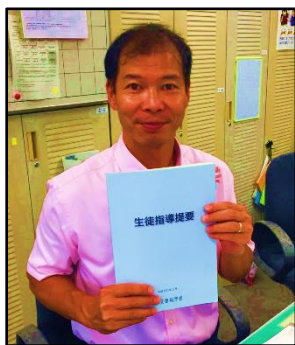
「全職員で」ということが、大切なポイントになります。その中で、児童・生徒同士の人間関係づくり、授業規律の確立などが学校全体で大切にされ学級経営に生かされます。そして、このことが授業改善にもつながっていくはずですよ。

10月1日には、浜田教育センターを会場に「全国学力・学習状況調査に係る小・中学校等管理職説明会」を行います。各校における、学力育成のPDCAサイクルが効果的に機能するために役立ってほしいと考えています。よろしくお祈りします。

生徒指導について

学校安全指導者養成研修の報告

2学期が始まり、お忙しい毎日をお過ごしのことと思います。今年度の生徒指導の学校訪問は、浜田市と邑南町の小学校となっております。1学期には13校を訪問させていただきました。大変お忙しい中、授業参観、研修等丁寧に対応をしていただきありがとうございました。引き続き、2・3学期にも学校訪問をさせていただきますが、よろしくお祈いします。



7月9日（月）から7月13日（金）の期間、茨城県にある独立行政法人教職員支援機構で開催された【平成30年度 学校安全指導者養成研修】に参加してきました。研修は多くの著名な講師の方が、学校安全について、それぞれ専門的な立場から話をされました。研修で得た情報や大切だと感じたことについてご紹介します。

◆「学校安全の現状と研修の進め方」

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
安全教育 吉門 直子 調査官

- 児童生徒等の交通事故の傾向としては、小学生は「低学年の歩行中」、中高生は「自転車の乗車中」が多い。また、状況としては、双方とも登下校中が多い。→通学時の安全確保
- 学校における安全の取組（組織活動を軸にし、安全管理と安全教育を両輪にしながら推進）
 - ・軸・組織活動（校内の協力体制・研修、家庭及び地域社会との連携）
 - ・両輪・安全管理・安全教育（生活安全・交通安全・災害安全・新たな危機事象）
- 学校生活の安全管理
 - ・児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために実施
 - ・安全管理の評価の実施（特に施設・設備の活用状

生徒指導専任主事 山本 康治

況、安全点検は、結果を検討し速やかに対応することが重要)

- ・教職員の役割、校内体制の整備
- ・家庭や地域の関係機関等との連携
- ・「学校安全計画」「危険等発生時対処要領」の作成の調査（2年に1回実施）
- 学校事故対応
 - ①未然防止
 - ②発生直後（応急手当・被害者保護者に連絡、児童生徒の対応）
 - ③初期対応（設置者等への報告、マスコミ・保護者等への対応）
 - ④詳細調査の実施・・・聴き取り（調査開始から3日以内）、被害者保護者への説明（調査着手から1週間以内）
 - ⑤場合によっては第三者による詳細調査
 - ⑥再発防止策の策定・実施
 - ⑦継続的な被害者・保護者への支援

◆「学校安全の基礎」

東京学芸大学 渡邊 正樹 教授

- 安全教育はすればよいものではなく、子供にどのような力をつけるのかということを教える側がしっかりと把握し、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントのもと、子供が主体的に学ぶことができるようにしなければならない。
- 児童生徒自身が、危険予測して回避できる力を高めていく必要がある。
- 災害はいつ、どこで発生するか分からないので、訓練はできなくても、4月の始業式までに役割分担の理解をしておく必要がある。

◆「交通安全」の現状と課題

東北工業大学 小川 和久 教授

- 発達段階に応じた教育上の課題、児童や地域の実態を把握し、リスク管理能力を「自分（自助）→

他者(共助)→地域(公助)へと拡大発展させる。

- 教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの計画
- 自分の課題として捉えることが重要であり、そのために主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)を導入

◆「災害安全」講義と演習

岩手大学大学院教育学研究科 地域防災研究センター **森本 晋也 准教授**

- 一方的、単発的な学習は記憶に残らない上に、いざという時に役に立たない。子供が主体的に状況を想定して取り組んだり、考えて行ったりする避難訓練を実施する。
- 体感する学習の必要性や、自分たちの足で地域を歩いたり、自分の目で、自分の耳で、被害のあった場所や人から学んだりすることが大切。
- 地域の良さ、郷土を愛する心の育成につなげることも大切。

◆「生活安全」の現状と課題

大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター長 **藤田 大輔 教授**

- 五感を使った安全点検を系統的に行う。
- 安全点検は、子供の目線でも行ったり、PTAと連携(親との協働)したりすることで災害を予防する確率が高まる。
- 危機管理マニュアル整備のポイント
 - ・通報は、訓練の時から迅速に、落ち着いて、的確に伝える。
 - ・救急搬送では、誰がどこの病院に搬送されたかを学校側が確認し、把握すること。
 - ・リスク・マネジメント(事前):1次予防(発生の予防)を起こさないことが大切。
 - ・クライシス・マネジメント(事後):2次予防(進行の予防)、3次予防(再発の予防)
 - ・ハインリッヒの法則:ヒヤリ・ハットでどれだけ早く気づくことができるかということが大切。

◆「子どもたちの命を守るために」

埼玉大学教育学部附属教育実践センター

研究員(前教授)

桐淵 博 様

- A S U K Aモデルについて
 - ・痙攣や死線期呼吸が心停止の重大なサイン。
 - ・子供が倒れたと想定した訓練がない。
 - ・養護教諭に任せきりにしない。
 - ・心停止直後から脳がダメージを受け始めることから、救命処置をすぐに始め、119番通報とA E Dの手配をしなければならない。(見ているだけが一番危険)
 - ・心臓震とうは、誰にでも起こりうるからこそ、誰もが救命処置ができなければならない。
 - ・心停止でなかった場合の危害を恐れずに、直ちに胸骨圧迫を開始する。呼吸をしているかどうか分からない時は胸骨圧迫を開始する。

◆「大川小学校事故の教訓 ～学校現場における災害対策への提言～」

社会安全研究所代表取締役 首藤 由紀 様

- 多くの事例に共通するチーム行動の問題点
 - ・リーダー不在(全体を見る人がいなくなる)
 - ・不正確な情報伝達(言葉の正確な伝達には共通認識が必須)
 - ・遠慮による伝達不能と集団浅慮(全員が思い込むと、思い込みは激化する)
- リーダーの役割(自ら動かない・方針を決定し・全員に伝える・異なる意見を積極的に出させる)
- フォロワー(メンバー)の積極姿勢も同様に大切であり、その時、その場で、みんなで「正解」を作り出す。
- 必要な情報をできるだけ集める。(良い状況認識)
- 多角的な視点を持つため、積極的に異論を求める。(良い意思決定)

私達は、子供達の命を預けている親の思いを察し、我が事として学校現場に立たなければいけません。各学校で毎年、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直し、全教職員で把握し、もしもの時に迅速・的確に行動できる力を身につけることが大切です。全ての人が安心できる学校になることを願いながら、微力ですが私も全力で頑張ります。今後ともよろしくをお願いします。

特別支援教育について

自立活動について

学校教育スタッフ 指導主事 佐々本茂

今年度も昨年までと同様、特別支援教育に関する学校訪問指導は、特別支援学級、通級指導教室独自の指導形態、領域である「各教科等を合わせた指導」または「自立活動」の研究授業をお願いしています。

その自立活動について、今回の小・中学校学習指導要領総則では、「特別支援学級において実施する特別の教育課程については、自立活動を取り入れること」とされ、また、「通級による指導における特別の教育課程については、自立活動の内容を参考にすること」と定められました。「自立活動」ということばは小中学校ではあまり聞かれないかもしれませんが、このように今回の改定で「自立活動」が明記されたのは、小・中学校にとっても、自立活動が重要な領域であるということが考えられます。ここでは、どうして自立活動が重要になってきたかということ学習指導要領解説等を踏まえて考えてみたいと思います。



☆自己の理解、自己肯定感について

平成28年12月に出された中央教育審議会答申では、自立活動について独立した項目が立てられておりその中の一つに次のことが示されています。

自己の理解を深め、自己肯定感を高めるとともに、得意不得意等に係る意志を表明する力を育み、主体的に学ぶ意欲を一層伸張するなど、発達段階を踏まえて自立活動の内容を改善・充実することが必要である。

「自己理解」は最近よく聞かれるようになりましたが、自己の何を理解するのかまで考える必要があると考えます。自己理解を「自己の『得意なこと・苦手なこと・すてきなところ・夢・こうするとうまくできること・・・』理解」と考えると、自立活動をとおして何を育てるかということが明確になっていくのではないのでしょうか。障がいのある子供の中には、他者から否定的な評価を受けがちであったり、できないことが繰り返されやすかったりして、自信や意欲等が低下していることがあります。自立活動をとおして、自分を好きになり、主体的に物事に取り組み、よい学びへとつながるようにしていくことが大切です。また、今回の学習指導要領改訂で「発達障害や重複障害を含めた障害のある幼児児童生徒の多様な障害の種類や状態に応じた指導を一層充実するため」また、「自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸張するなど、発達段階を踏まえた指導を充実するため」内容が改められています。

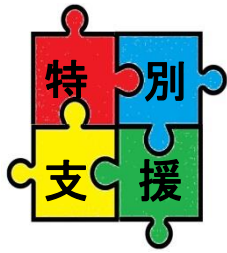
☆個別の教育支援計画、個別の指導計画について

自立活動等、個に応じた指導を行う際には、個別の教育支援計画、個別の指導計画等が必要になります。計画を立てる際に、子供の実態を把握することは不可欠です。計画に子供のどのような実態が書かれているかで、それに応じた教育が変わってきます。子供のできること・できないことという視点に加え、子供の好きなこと、興味関心、保護者の願い、これまでの生育歴等「その子らしさ」を大切にすることで、子供の生活や興味関心に基づいた自立活動、その他の教育活動が展開されます。そのために、学校の先生方だけという校内の関係者だけではなく、保護者、関係者等子供の成長に関わる人たちの間で子供のことを語り合いながら、計画が立てられるとよいと思います。

自立活動について、あまりなじみのない先生方もおられるかもしれませんが、日々の指導・支援に役立つことがたくさん書かれています。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

特別支援教育支援専任教員について

特別支援教育支援専任教員 小寺正登



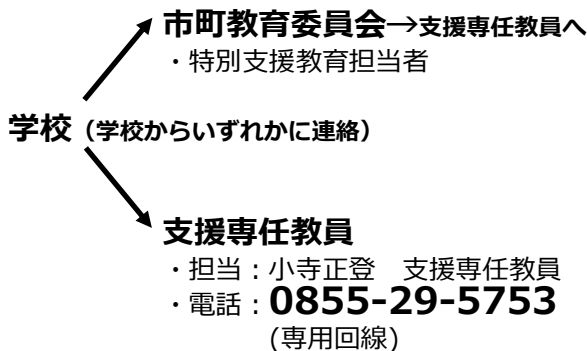
昨年度から各教育事務所に「特別支援教育支援専任教員」が1名配置となりました。昨年度に引き続き今年度も私が担当させていただくことになりました。宜しくお願いします。

特別支援教育支援専任教員（以下「支援専任教員」）は、どのような業務をしているのかをお知らせします。

支援専任教員の業務をひと言でいうと・・・

小・中学校の先生からの特別支援教育に関する相談に電話1本で訪問し相談をお受けします。

訪問を依頼するには？



【電話での確認事項】

- ① 相談内容
- ② 訪問日時の確認・調整
- ③ 訪問依頼書の送付確認（様式あり 簡単なもの）

【各教育委員会との協議による事項】

※浜田市・大田市・川本町・美郷町・邑南町の学校については、基本的に教育委員会に連絡してください。（支援専任教員に直接お電話いただいても差し支えありません。）

※江津市の学校についてはどちらに連絡いただいても結構です。

具体的な相談内容は？（昨年度の実績より）

◎通常学級の先生方からの相談内容

- ・落ちついて学習に向かえない子の支援について
- ・読み書きに苦手さのある子の支援について
- ・学級全体が落ち着かないクラスの支援について
- ・ユニバーサルデザインの授業について
- ・学習支援の必要な子の支援について
- ・関係機関との連携について
- ・高校受験での特別措置について
- ・発達検査の内容について
- ・障がい特性に対応したかかわりについて 等々

◎特別支援学級の先生方からの相談内容

- ・教育課程について
- ・教科書の選定について
- ・自立活動について
- ・各教科等合わせた指導について
- ・特別支援学級の各教科等の指導について
- ・子供の支援方法について
- ・関係機関との連携について
- ・理解教育について
- ・特別な教科 道徳・外国語活動・外国語について
- ・個別の指導計画・個別の教育支援計画について
- ・新学習指導要領について 等々

その他、特別支援教育 Co の先生からの相談等もお受けしています。

●今後もお気軽に相談を・・・

1学期は、多くの学校からご連絡いただきありがとうございました。

2学期以降もお気軽に相談していただけたらと思っています。

例えば・・・

- ・「自立活動」・「生活単元学習」はどのように組み立てたらよいか。
- ・特別支援学級の来年度の教育課程や教科書はどうしたらよいか。
- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画はどのように作成していけばよいか。 等々・・・

悩まれたり、迷われたりしておられましたら、ぜひご連絡ください。一緒に考えてさせていただき、先生方のお力になればと思っています。

道徳教育について

「特別の教科 道徳」Q&A

学校教育スタッフ 指導主事 土江庸介

中学校では、来年度から「特別の教科 道徳」が全面実施されます。小学校では、今年度からすでに全面実施されています。昨年度は小学校で「総則」と「道徳教育」についての説明をさせていただきました。今年度は中学校で説明させていただきます。今回の事務所だよりでは、昨年度の各小学校での説明会で受けた主な質問についての回答を掲載したいと思います。来年度から全面実施となる中学校の先生方にも参考にさせていただければと思います。



<評価について>

Q. 道徳科では、何を評価すればいいですか。

A. 内面的資質である道徳性が養われたかどうかは、容易に判断することができません。道徳科の評価にあたっては、次の点に留意しながら、道徳科における児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に捉えていきます。

- 数値による評価ではなく、記述式とすること
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかにか成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと
- 発達障害等のある児童生徒に対する指導や評価を行う際には、その児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと

※評価については、解説（小学校p107～、中学校p109～）に詳しく説明されています。

Q. どのような視点で評価をするのですか。

A. 解説には、次のように説明されています。

- 学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること

Q. 指導要録の評価と通知表の評価は、どうなりますか。

A. 指導要録の評価については、各市町教育委員会が示す様式にしたがって評価を行います。通知表については、各市町教育委員会と相談の上、各校の校長が方針を決めます。

Q. 道徳性の評価ではないということですが、通知表の所見に「友情について考えた時間では、～」などと書いてはいけないのですか。

A. 通知表の記述については校長判断によりますが、その評価を児童生徒や保護者が読んだときに、励みになり分かりやすいようにすることが大切であると考えられます。指導要録においては、具体的な内容

を記述する必要はありませんが、行動の記録や総合所見と区別する意味でも、道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子をしっかりと評価していくことが大切です。

<教科書について>

Q. 完全実施になったら、教科書だけを使うことになりますか。

A. 教科になると教科書が「主たる教材」となりますので、基本的には教科書を使用して授業を行うこととなります。大事なことは、内容項目のすべて（小学校低学年19項目、中学年20項目、高学年・中学校22項目）を扱うことです。つまり、教科書以外の教材を使用することにより、指導する内容項目に漏れがあってはならないということです。また、教科書以外の教材を選定する場合には、児童生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであり、多様な見方や考え方で深く考えることができるものなど、児童生徒の道徳性を養うという観点から考えて、より大きな効果を期待できるという判断を前提として検討することが重要です。安易に変更するのではなく、校内でしっかりと検討してください。「しまねの道徳」も積極的に使っていただきたいと思います。「私たちの道徳」については、今年度の中学1年生は配布されています。来年度から教科書の導入に伴って、配布は終了になりますが、引き続き文科省ホームページからダウンロードして使用することができます。

<授業について>

Q. 「考え、議論する道徳」というキーワードが示され、授業改善が求められていますが、どのような授業をしていけばいいですか。

A. これまでの道徳授業では、多くの学校で素晴らしい実践が見られた一方、読み物教材の登場人物の心情理解に終始した授業や、児童生徒に望ましいと思われることを言わせたり書かせたりするいわゆる価値観のおしつけのような授業も見られたことが中央教育審議会答申で指摘されています。これからは、児童生徒の発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題について、一人一人の児童生徒が自分自身の問題として捉え、向き合う授業を展開していかなければなりません。

道徳科の目標に、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方について考えを深める学習を通して、」と学習活動が示されました。この学習活動を行っていくことが「考え、議論する道徳」につながっていきます。

また、文部科学省ホームページでは、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となるよう、「道徳教育アーカイブ」を公開しています。授業映像、指導案、読み物資料などが掲載されていますので、授業づくり、校内研修等でご活用ください。（アドレスは、『<https://doutoku.mext.go.jp/>』です。）

※道徳科の目標については、解説（小学校p16～、中学校p13～）に詳しく説明されています。

<特別支援学級における指導について>

Q. 特別支援学級における指導は、どのように考えればいいですか。

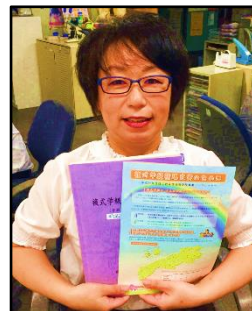
A. 通常の学級と同様に道徳科を実施し、評価も行います。児童生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、特に必要がある場合には、道徳科の目標や内容を下学年の目標や内容に替えるなどして、実態に応じた教育課程を編成してください。知的障がいのある児童生徒には、道徳科を「各教科等を合わせた指導」の中で取り扱うこともできます。その場合においても、道徳科の内容項目全てを教育課程の中（年間指導計画）に位置づけることが必要です。

複式教育について

子供が展開していく複式学級の「学び」

学校教育スタッフ 指導主事 河村恭子

“異学年を同時間に指導する”となると戸惑いを感じる先生もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのような先生にぜひ複式学級で学んでいる子供の姿を観ていただきたいと思います。学年別指導の場合、先生が自分たちだけに関わっているわけにはいかないことを自覚している子供による**主体的な学び**の様子に感心されることでしょうか。



複式学級の担任の先生方は、日々、**いかに子供が主体となり、自分で考え、友だちとの対話を通して考えを広げたり深めたりしていく授業を展開するか**、ということを考え、実践しておられます。こうした実践は、単式学級における授業の充実にも大いに参考になるものです。

複式学級の担任の先生方が**間接指導***の時間に留意しておられることの一端を以下にご紹介します。

子供が能動的・主体的に学習を展開していくことができるように

- (1) 学習の目標や流れをはっきりとつかませるようになる
- (2) 間接指導の時間における学習のきまりについて、児童とよく話し合っておく
- (3) 間接指導の時間における学習指導の効果があがる課題提示を工夫する
 - ・児童にとって解決の見通しがもてる課題を設定する
 - ・児童によく分かるように伝え、文字で残す
 - ・児童が解決の喜びを味わうことができるよう、実態に応じた質と量に配慮する
 - ・自己評価あるいはグループ評価ができるようにしておく
- (4) 直接指導の時間に学習の進め方（話し方、意見の広げ方、板書の仕方など）のモデルを示す

こうした指導をとおして、複式学級の子供は「自ら学ぶ集団」へと育っていきます。

学級編制が複式であるか単式であるかに関わらず、子供に付けさせたい力は同じです。複式学級の「学び」はきっと単式学級の「学び」の参考になるはずですよ。

※教師が一方の学年を直接指導すると他方は自学自習的になる。それを間接指導と呼ぶ。それぞれ複式教育特有の工夫が必要となる。

◆複式学級指導について◆

1 先進地の実践

(1) 「平成 30 年度複式教育推進指定校事業」公開授業

- ① 隠岐の島町立北小学校 平成 30 年 11 月 29 日（木）
- ② 雲南市立西日登小学校 平成 30 年 12 月 5 日（水）
- ③ 邑南町立阿須那小学校 平成 31 年 1 月 31 日（木）

(2) 島根県教育用ポータルサイト掲載

- ・他県の複式学級学年別指導の実践事例
- ・県内の推進指定校の公開授業指導案

2 DVD「小学校複式算数科学習指導法」

（平成 22 年浜田教育センター）

3 複式学級新任担当者研修

（受講者：複式学級を初めて担任する教員及び希望者）

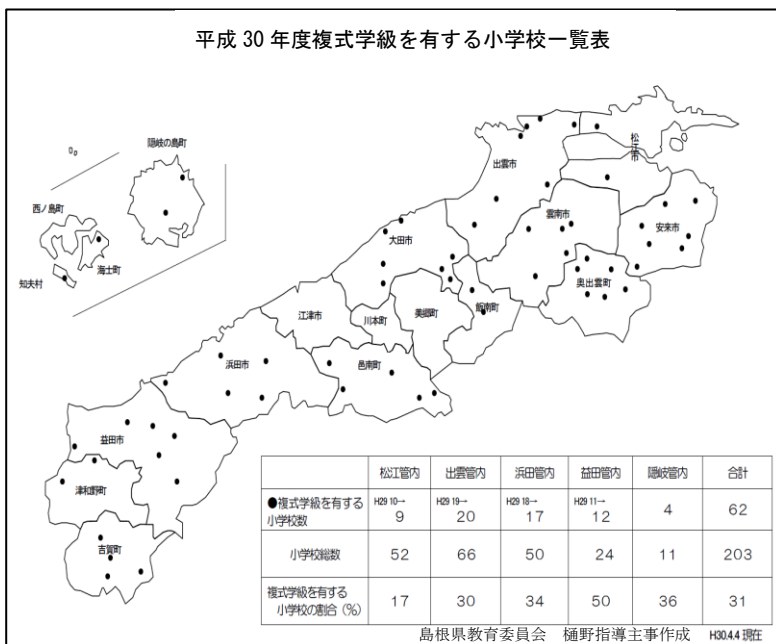
<西部会場>吉賀町立朝倉小学校

<期日>平成 30 年 10 月 25 日（木）1 日開催

〈参考資料〉

- ・『へき地・複式教育の基礎的研究—社会科を中心に—』（2002 年 3 月 2 日有馬毅一郎 黒潮社）
- ・「複式学級指導の手引き」【平成 27 年度改訂版】（平成 28 年 3 月島根県教育委員会）→平成 29 年度一部改訂（島根県教育用ポータルサイト）
- ・「複式教育充実のために～平成 30 年度複式教育推進指定校事業リーフレット～」（平成 30 年 3 月島根県教育委員会）
- ・「平成 30 年度 各教科等の指導の重点」（島根県教育委員会）

平成 30 年度複式学級を有する小学校一覧表



江津市の取組

初心にかえって！

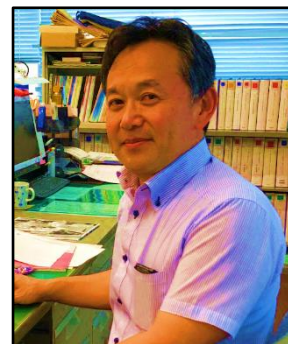
江津市教育委員会 派遣指導主事 岡田和明

生徒指導とともに特別支援教育も担当していますが、特別支援学級担任としての経験は若い頃の6年間しかありません。しかし、その後も様々な形で特別支援教育に携わる機会を得ました。昨年度までの3年間も、市教研の特別支援教育部会に所属し、江津清和養護学校と一緒に「小さな巨匠展」という展示発表の運営に関わりました。

昨年度は、これまで約20年会場としていたショッピングセンターの経営母体がかわったため、会場として使わせていただくための交渉から始まりました。当初は一ヶ月前にならないと確実な回答はできないという厳しい状況でした。しかし、江津清和養護学校の担当者は「多くの人が集まる場で開催したい。」という思いで、何度も出向き、店長と会って話をしたようです。そうしているうち状況は変わり、1階の一面を使わせていただけることになりました。

昨年度の末には、「作品を持ち寄り展示するだけでなく、児童生徒が関わり合う場面がほしい。それが無理でも、同じことに取り組んでつながりを作りたい。」ということで「福島ひまわり里親プロジェクト」の提案を受けました。私は、その後現職に就き直接関わることは無かったのですが、ここでも担当者は市内の全小中学校に行き、プロジェクトの趣旨を直接説明しました。また、各学校で植えられたひまわりの様子を見に行き、写真に写して紹介もしました。猛暑のためか、ひまわりの成長は今一つでしたが、市内どの学校でも、福島ひまわりが咲きました。

このできごとを通して、私は人と人とが顔を合わせて話すことの大切さと、熱い思いは人を動かすということを改めて感じました。現場に近い市の指導主事となった今、この二つのことを大切に、子供の成長を支える学校や家庭の応援者としての役割を果たしていきたいと思えます。



江津市外国語活動の取組について

江津市教育委員会 派遣指導主事 春木二美

今年度より移行期間に入り、江津市内の全小学校で3、4年生は週1時間、5、6年生は週2時間の外国語活動の授業を実施しています。学校訪問をさせていただくと、どの先生もとても熱心に、自ら積極的に英語を用いて授業をすすめておられ子供も意欲的に楽しんで英語を学んでいます。

今年度江津市では、外国語活動がよりスムーズに移行なされるよう、次のような取組を行っています。

(1) 江津市小学校 外国語活動研修会の実施

◇日 時：平成30年4月5日(木) 15:00~17:00

◇参加者：江津市内小学校で参加を希望した管理職・教員 江津市ALT3名

◇内 容：1時間授業展開の例

クラスルームイングリッシュの使い方

1学期の活動計画例の説明

(2) 江津市内小学校3~6年生の担任に1時間ずつの学習指導案(江津市教委作成)を配付

(3) 「江津市小学校教員対象 英語力アップ教室」(夏休み4日間)の実施

◇日 時：7月24日(火)~27日(金) 15:00~16:30



◇参加者：江津市小学校で参加を希望した管理職・教員 江津市A L T 3名

◇内 容：クラスルームイングリッシュの使い方

授業で使える活動紹介

日常使える簡単な英会話レッスン（スモールトークとあわせて）

（４）「授業改善アクションプラン」に基づく学校訪問

授業公開の後、個別又は全教員による協議や研修を行い、更なる授業改善につなげていただいています。

子供にとって、先生方は英語学習者のお手本です。先生方が気負わずに積極的に英語を使う姿が、子供の外国語への不安を取り除き、新しいものへ挑戦する気持ちを後押しします。移行期間のこの２年間はまず、「聞く」「話す」ことに十分慣れ親しみ、英語を使ってコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを体験することが重要です。先生方も子供も楽しみながら授業をしていただきたいと考えています。江津市教育委員会として、少しでも先生方のお力になれるよう、後方支援に尽力したいと考えています。



外国語研修会の様子

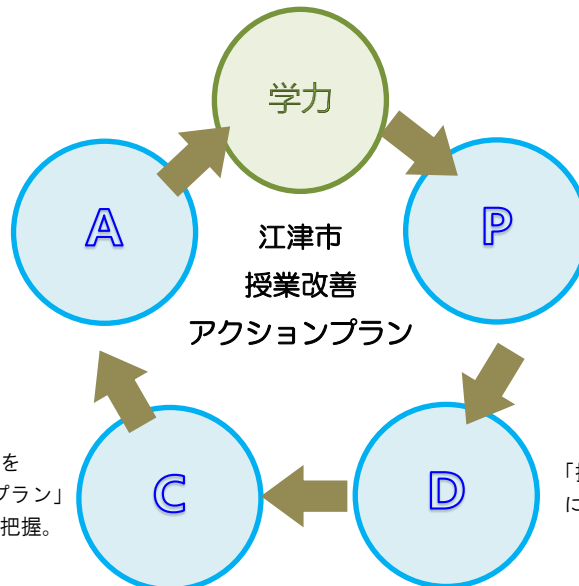
「授業改善アクションプラン」の推進・充実に向けて

江津市教育委員会 派遣指導主事 石井亜紀

「しまねの学力育成推進プラン」の効果的な実践に向け、江津市が学力育成策の1つとして授業の質の向上のために取り組んできた「授業改善アクションプラン」も、5年目を迎えました。児童生徒の学力育成に向けて目指すのは、学力調査を軸とした授業改善のP D C Aサイクルを構築し、推進する体制を整えることです。



「授業改善アクションプラン」を見直し、年度末に向けての補充指導と、次年度に向けての授業改善の準備。



全国学力・学習状況調査結果の自校採点・分析後、各学校が「授業改善アクションプラン」を作成。

県学力調査結果と意識調査結果をふまえ、「授業改善アクションプラン」の成果についての検証と課題の把握。

「授業改善アクションプラン」に基づいた授業実践。
(市教委は学校訪問を実施)

「授業改善アクションプラン」は、児童生徒の学力の状況や教育資源が学校ごとに異なるため、それぞれの学校の特性に合わせて作成しています。また、新学習指導要領で求められている資質・能力や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も取り入れ、各校の校内研究とタイアップさせた取組も見られるようになってきました。

授業改善のP D C Aサイクルをしっかりと回すことができれば、教員の授業力や児童生徒の学力が好循環で高まり続けていくことが期待できると信じ、日々頑張っておられる学校現場の先生方を支えていける教育委員会でありたいと思います。